

福岡県保育士就職支援資金のご案内

福岡県保育士就職支援資金とは

保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない者）の再就職支援を目的に資金を貸付け、地域の保育人材の確保及び定着を図るもので、次の4つの貸付があります。

資金の種類	貸付限度（上限）額	貸付期間
1 保育補助者雇上費貸付 保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う者）の雇上げを行う施設又は事業者に対し、必要な資金を貸付けます。	年額295万3千円以内※1	勤務開始日から3年間以内
2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 未就学児を持つ保育士に対し、保育料の一部を貸付けます。	保育料の半額で、月額2万7千円上限	勤務開始日から1年間以内
3 就職準備金貸付 潜在保育士の再就職準備に必要な資金を貸付けます。	40万円以内※2	1回限り
4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等の預かり支援事業の利用料金の一部を貸付けます。	利用料の半額で、年額12万3千円以内	2年間以内

※1 貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所が2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額516万8千円以内を貸付けます。

※2 貸付申請日の属する年度の前年度1月の福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以下の場合、20万円以内となります。

対象施設・対象者

下記1～3の申請期限は、勤務開始日から1年以内です。

福岡県保育士就職支援資金（以下「就職支援資金」）の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。＊本事業の対象となる保育所等については、市町村保育担当課での確認が必要です。

1 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす新たに保育補助者の雇上げを行う県内（指定都市を除く）の施設又は事業者であること。

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 小規模保育事業を行う者

ウ 事業所内保育事業を行う者

エ 企業主導型保育事業を行う者

※アの保育所には、保育所型認定こども園を含みます。

※イ、ウは、地域型保育給付費、又は特例地域型保育給付費の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

※エは、企業主導型保育事業費補助金において算定の対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

（保育補助者の要件）次のうちいずれかに該当する者とします。

① 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間がある者

② 家庭的保育者

③ 子育て支援員研修を修了した者（勤務開始後に受講予定である者を含む。）

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

- (1) 未就学児を持つ保育士で、県内（指定都市を除く）の保育所等に新たに勤務する者
- (2) 県内（指定都市を除く）の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

3 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

- (1) 保育士登録後1年以上経過した者又は養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- (2) 以下の施設又は事業を離職後1年以上経過した者又は勤務経験のない者。
保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園
- (3) 県内（指定都市を除く）の保育所等に新たに勤務する者

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

以下の要件をいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

- ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- イ 保育所等の勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用する者

《注意事項》

貸付対象者（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者）が産休・育休、病休等で休職するときは、休職した日の属する月の翌月分から復職した日の属する月の分までの就職支援資金の貸付を休止します。

ただし、貸付を休止した場合も保育補助者雇上費貸付は勤務開始日から3年間、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付は勤務開始日から1年間で契約が終了し、休職明けに貸付期間の繰り越しはできません。

返還が免除となる要件

次の場合、貸付を受けた就職支援資金の返還の債務を免除します。

1 保育補助者雇上費貸付	貸付を受けた保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。	左記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。
2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。※ア～ウ	
3 就職準備金貸付	貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。※ア～ウ	
4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。※ア～ウ	

※ア 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。

※イ 人事異動等により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。

※ウ 転職等により、県内の指定都市内において従事した場合は、従事期間に算入します。

返還

返還猶予期間	次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。 1 県内等の保育所等において返還免除対象業務に従事しているとき（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者が貸付を受けた保育所において返還免除対象業務に従事しているとき）。 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く。）
返還が必要となる場合	1 貸付契約が解除されたとき。 2 県内等の保育所等において返還免除対象業務に従事しなかったとき（保育補助者雇上費貸付の場合は貸付を受けた保育所において保育補助者を返還免除対象業務に従事させなかったとき）。 3 県内等の保育所等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき（保育補助者雇上費貸付の場合は貸付を受けた保育所において返還免除対象業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき）。 4 貸付を受けた者又は保育補助者が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
返還期間	上記事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（1年間借り受けた場合は2年以内、3年間借り受けた場合6年以内の期間）に返還しなければなりません。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内とします。）
延滞利息	年5%（返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかった場合）

申請に必要な書類

申請書類（様式）は、ホームページからダウンロード可能です。
資料請求については、次ページの問い合わせ先までお願いします。

1 保育補助者雇上費貸付

提出書類名	必要な添付書類
保育士就職支援資金貸付申請書 (様式 第1-1号)	住民票（保育補助者）、市町村保育担当窓口確認票①、保育補助者の要件を証する書類（雇用する保育補助者が、保育所又は認定こども園で従事経験がある場合は前勤務先の在職証明書（その2）を、家庭的保育者又は子育て支援員研修修了者の場合は研修修了書の写し）
要件該当申請書 (様式 第2号)	※貸付により2人以上保育補助者を雇用する場合のみ
保育士就職支援資金貸借契約書 (様式 第5-1号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印（実印）し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する。 ※連帯保証人の印鑑証明書1部
振込口座申請書	

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

提出書類名	必要な添付書類
保育士就職支援資金貸付申請書 (様式 第1-2号)	住民票（申請者、児童、保育料決定通知書を受けた者が確認できるもの）、保育士証の写し、保育料決定通知書の写し、市町村保育担当窓口確認票①
保育士就職支援資金貸借契約書 (様式 第5-2号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印（実印）し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する。 ※連帯保証人の印鑑証明書1部
振込口座申請書	

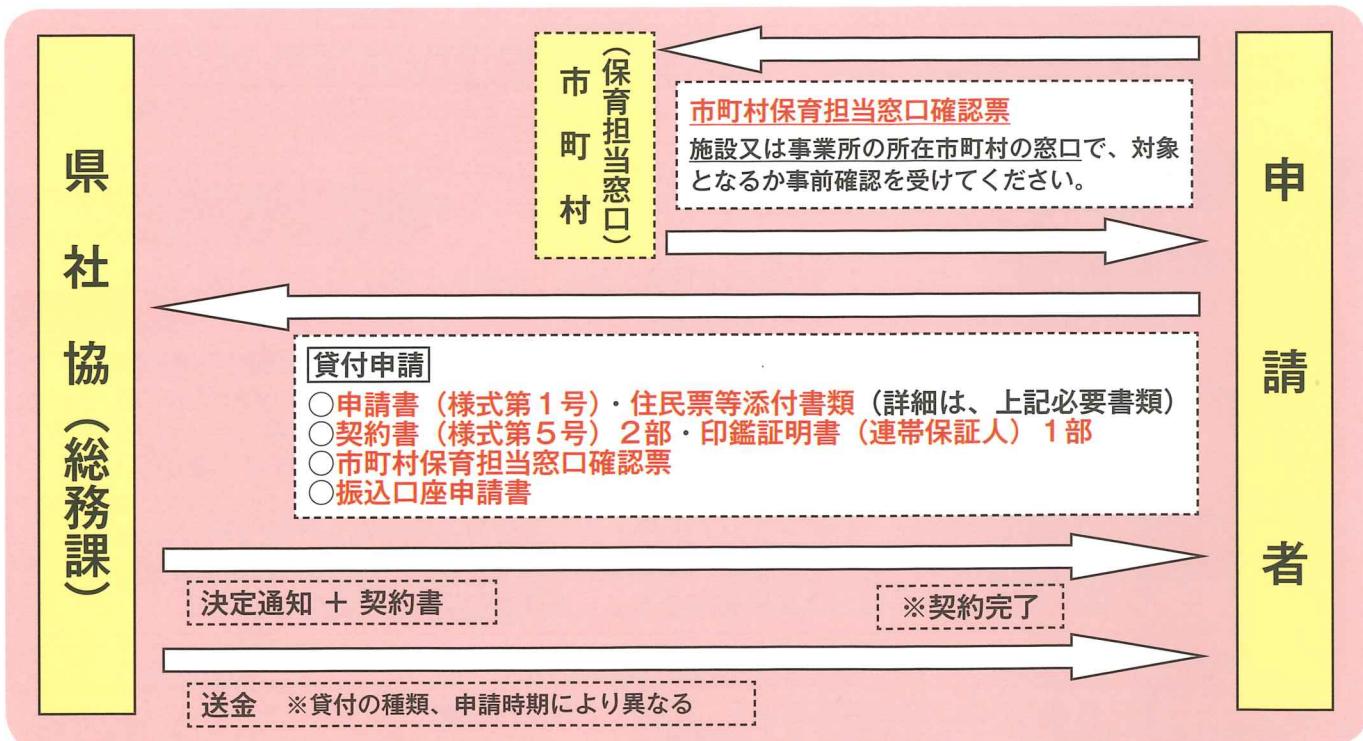
3 就職準備金貸付

提出書類名	備考
保育士就職支援資金貸付申請書 (様式 第1-3号)	住民票(申請者)、保育士証の写し、市町村保育担当窓口確認票①
保育士就職支援資金貸借契約書 (様式 第5-3号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する。※連帯保証人の印鑑証明書1部
振込口座申請書	

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

提出書類名	備考
保育士就職支援資金貸付申請書 (様式 第1-4号)	住民票(申請者、児童)、保育士証の写し、保育所等入所確認書類、勤務時間確認書類、利用料金等確認書類、市町村保育担当窓口確認票①・②
保育士就職支援資金貸借契約書 (様式 第5-4号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する。 ※連帯保証人の印鑑証明書1部を添付
振込口座申請書	

貸付申請書類・手続等の流れ



貸付申請先・問い合わせ先

※勤務先の所在市町村の保育担当課(窓口)で確認を受けた後、申請書類を下記まで郵送してください。

福岡県社会福祉協議会 総務部 総務課

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

TEL 092-584-5325 (直通)

貸付の相談、書類の請求等、まずはお電話ください。

(保育料の基準や保育所の入所等については、当方では分かりかねますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。)